厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課 輸入食品安全対策室 御中

2019 年度輸入食品監視指導計画(案)に対する意見

日本生活協同組合連合会 専務理事 和田寿昭

生活協同組合や組合員にとって、輸入食品の安全性確保は大きな関心事です。当会 は毎年、輸入食品監視指導計画(案)への意見を提出しています。

近年の輸入食品届出件数・重量推移の特徴として、「輸入重量は横ばいだが、届出件数は増加していること」が挙げられます。少量・高付加価値の加工食品の輸入件数増加がその一因で、日・EU経済連携協定及びCPTPPへの対応に伴い、さらにその傾向が強まることが予想されます。一方で、昨年の食品衛生法改正に伴い、輸入食品においてもHACCPによる衛生管理の輸入要件化や、容器・包装のポジティブリスト化への対応等が予定されています。

このような情勢の中、輸入食品の基準違反のリスクを低減し、食品の安全を確保するためには、水際の検査の強化だけでは不十分です。今般、貴省が公表された 2019 年度輸入食品監視指導計画(案)では、今後の基本方針として、「輸出国段階での安全性確保をさらに強化」することが記されており、この方向性を支持します。

以上を踏まえ、以下の通り当会の意見を提出いたします。

1. HACCPによる衛生管理導入を着実に推進し、成果を報告してください。

輸入食品の衛生管理について、これまでも輸出国におけるHACCPによる衛生管理の普及が重点として取り組まれてきました。2019年度計画(案)では、日本の法令等に関する情報周知及び輸出国の情報収集に力を入れる方針が示されており、効果的な施策であると考えます。また、改正食品衛生法の施行に向けて、食肉、食鳥肉等を想定しHACCPに基づく衛生管理の輸入要件化に向けた取り組み等が盛り込まれています。着実に推進し、成果を報告してください。

HACCPによる衛生管理導入を進めるためには、輸出国に対し、我が国の食品衛生規制制度・食品安全の確保に対する考え方や取り組み状況について説明し、理解を図る必要があります。また、輸出国の食品製造現場の現状把握や食品安全に対する考え方等に関する事前調査、情報収集を行い、輸出国の課題や求める支援を的

確に見出す必要があります。必要に応じて効果測定・改善を行うなど、HACCP 普及のための施策を継続的に、丁寧に進めてください。

2. 輸入者への衛生管理指導を進めてください。特に、いわゆる「健康食品」に関する取り組みについて着実に実行してください。

平成30年度計画に引き続き、2019年度計画(案)でも、輸入者による自主的な衛生管理、特に基本的な事項の指導や輸入前指導に力を入れる方針が打ち出されています。これらを実行することは、輸入者に食品衛生上の規制や責務についての情報を周知し、輸入者自らが輸入食品等の安全確保に努めるよう促し、ひいては法令に違反する食品を減らすために効果的であると評価します。

今般の計画(案)の概要では、【輸入者による自主的な衛生管理の推進】の項目の中で、「いわゆる健康食品に関する健康被害情報の確認の指導」が挙げられています。近年、濃縮した特定の成分を含有したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しないような形態や摂取方法による健康被害の事例が発生しています。いわゆる「健康食品」に起因する健康被害を未然に防ぐため、健康被害情報やリスク情報を幅広く収集し、輸入者に必要な指導を行ってください。

3. 引き続き、食品衛生監視員の増員等、監視体制全体の強化を図ってください。

輸入食品の届け出件数が増加していることから、全国の検疫所等、水際の監視の重要度が増しています。また、食品衛生法改正に関連し、HACCPによる衛生管理の推進や容器包装のポジティブリスト化に関する関係各所への情報の普及などが必要です。食品衛生監視員の増員やスキルアップ等、人的体制の強化をお願いします。今般予算が増額されたことから、ぜひ積極的な増員を図ってください。

あわせて、輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策とし、貴省と外務 省、消費者庁、都道府県等との連携を強化すべく、定例の合同会議の開催など、意 思疎通や情報交換、情報共有についてより一層の充実を図ってください。

4. 食品防御(フードディフェンス)の問題に対し、調査研究や国内外関係機関との 連携、関係者等による意見交換や研究会の設置など、積極的かつ具体的な対応を求 めます。

食品防御への対応は、輸入食品においても国内で生産される食品においても、加工食品全般の重要な課題です。経済連携協定等が進むと、新たな輸出国で生産された新たな商品の流通が見られるようになるなど、貿易の流れや量、質の変化が起こり、予測できないリスクの発生も考えられます。輸出国情報の収集、輸出国との二国間協議、現地調査など様々な機会を設定し、輸出国の安全対策に関する情報収集等を継続的に進めてください。

また、有毒・有害物質の意図的な混入防止のための調査研究や国内外関係機関と

の連携も、一層強化する必要があります。食品の製造業者と行政機関等の意見交換 や食品加工に関わる様々なステークホルダーによる研究会を設置するなど、問題の 未然防止のための施策を積極的かつ具体的に推進してください。

5. 輸入食品に関するリスクコミュニケーションを引き続き重視し、強化してください。より多くの消費者が身近な場所でわかりやすい情報に触れられるような具体的な取り組みをす すめてください。

輸入食品に対して、不安を感じる消費者は少なくありません。また、それらの不安は必ずしも科学的知見に基づかない場合が多く見られます。一般消費者における輸入食品のリテラシー向上のために、引き続き、輸入食品に関するリスクコミュニケーションを重視して取り組んでください。丁寧でわかりやすい説明と場の設定を求めます。貴省公式「食品安全情報Twitter」などを活用した、輸入食品の安全確保の取り組みに関する情報提供を大いに期待します。また、他の媒体についても、わかりやすく丁寧な情報発信となるよう、一層の努力を求めます。今後も、消費者を含む様々なステークホルダーと双方向型のリスクコミュニケーションを着実に行い、消費者・国民の理解がさらに促進するよう、取り組みを強化してください。

以上